

○ 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 期限 | 決定年月日 | 超過日数 | 30日以内に開示決定等がされなかった理由 |
|-----------------|-------------------------------------|-----------|-----------|----------|------|--|
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医薬部外品に係る審査時の照会事項回答書等 | H25.10.11 | H25.11.11 | H26.2.14 | 95 | 当該請求対象文書の検索・特定に長期要した。また、当該文書には第三者に関する情報が含まれていたため、第三者意見照会等を行った上で、開示決定をした。このため、開示の決定期限を超過してしまった。 |
| 国立病院機構 | 特定施設に係る医療観察法病棟の外部評価会議議事録 | H24.4.19 | H24.5.19 | H25.5.28 | 374 | 所管業務が多忙であり、開示決定等の処理を開始するまでに時間を要し、開示請求の事務処理手続きを行うことができなかったため。 |
| 国立病院機構 | 特定施設に係る医療観察法病棟の外部評価会議議事録 | H25.3.1 | H25.3.31 | H25.5.31 | 61 | 所管業務が多忙であり、開示決定等の処理を開始するまでに時間を要し、開示請求の事務処理手続きを行うことができなかったため。 |
| 国立病院機構 | 特定施設に係る医療観察法病棟の外部評価会議議事録 | H25.3.13 | H25.4.12 | H25.5.28 | 46 | 所管業務が多忙であり、開示決定等の処理を開始するまでに時間を要し、開示請求の事務処理手続きを行うことができなかったため。 |
| 国立病院機構 | 特定施設に係る医療観察法病棟の外部評価会議議事録 | H25.2.25 | H25.3.27 | H25.6.13 | 78 | 所管業務が多忙であり、開示決定等の処理を開始するまでに時間を要し、開示請求の事務処理手続きを行うことができなかったため。 |
| 日本高速道路保有・債務返済機構 | 高架下利用計画等検討会(閑越道練馬区区間)に係る議事録等 | H25.4.19 | H25.5.19 | H25.5.20 | 1 | 開示決定通知期限を誤認していたもの。 |
| 日本スポーツ振興センター | 新国立競技場整備予定地にかかる埋蔵文化財試掘調査の契約書及び結果報告書 | H25.12.26 | H26.1.27 | H26.1.31 | 4 | 開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早期に処理できなかったため。 |
| 日本スポーツ振興センター | 国立競技場将来構想有識者会議第1回～第3回の議事録及び配布資料 | H26.1.7 | H26.2.5 | H26.2.7 | 2 | 開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早期に処理できなかったため。 |
| 日本スポーツ振興センター | 国立競技場将来構想有識者会議第1回～第3回の議事録等 | H26.1.27 | H26.2.26 | H26.3.3 | 5 | 開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早期に処理できなかったため。 |
| 水資源機構 | 土地の賃貸借契約書及び賃借料一覧 | H25.1.21 | H25.2.20 | H25.4.22 | 61 | 年度末業務処理等、情報公開以外の業務が多忙であったこと等から、事務処理を失念したため。 |
| 東京医科歯科大学 | 会議議事要旨の開示 | H25.8.16 | H25.9.16 | H25.9.20 | 4 | 情報公開担当課において進行管理表を作っておらず、開示決定等の期限を把握していなかったため、期限を超過した。 |
| 京都教育大学 | 法人が民間の保険会社と契約した損害保険の証書等 | H26.1.24 | H26.2.22 | H26.3.31 | 37 | 情報公開担当課において進行管理表を共有しておらず、担当者及び課員が期限の超過に気づかなかった。さらに、期限の超過に気づかなかったため、法10条第2項及び法11条を適用しなかった。 |

○ 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 延長後の期限 | 決定年月日 | 超過日数 | 期限までに開示決定等がされなかった理由 |
|--------------|---|-----------|-----------|-----------|------|---|
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医療機器に係る審査時の照会事項回答書等 | H25.3.29 | H25.5.30 | H25.6.26 | 27 | 開示請求対象文書を特定した際に、文書量から30日の延長期限を行えば、開示決定期限までに通知できると判断した。その後、作業を進めていたところ、開示請求対象文書にさらに大量のページ数(300頁程度)がある文書が存在することが判明した。また、当該文書は第三者の不開示情報が大量に記載されている文書であり、その調整等に時間を要したため、開示決定期限を超過したものである。 |
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医療機器に係る審査時の照会事項回答書等 | H25.5.1 | H25.7.1 | H25.7.25 | 24 | 当該請求文書には第三者の情報が含まれており、第三者意見照会を行ったところ、第三者側からは全部不開示にすべきであると主張。当機構は情報公開法の趣旨について丁寧に説明するとともに、制度の理解を求めた。趣旨や制度にご理解いただいた後も、不開示箇所の調整に時間がかかり、開示決定期限を超過した。 |
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医薬品に係る審査時の照会事項回答書等 | H25.9.24 | H25.11.25 | H25.12.27 | 32 | 当該請求文書には第三者の情報が含まれており、第三者意見照会を行ったところ、当該第三者から意見書の提出が遅れていた。また、開示決定期限日の前後1週間の間に開示決定等を処理すべき案件が60件程度あり、担当者3名(併任を含む)では事務処理を行うことができず、さらに、不開示箇所の調整に時間がかかり、開示決定期限を超過した。 |
| 日本スポーツ振興センター | 新国立競技場基本構想デザイン競技募集要項等 | H25.11.26 | H26.1.27 | H26.2.5 | 9 | 開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早期に処理できなかったため。 |
| 京都大学 | 平成23年度に別紙記載の各部局で受け入れた受託研究と共同研究の一覧(担当教員と申し込み企業等の名称、研究費の額、受け入れ時期、研究目的・研究内容を含む)(原子炉実験所分) | H24.7.12 | H24.9.14 | H25.4.5 | 203 | 公益開示と当該企業の経営戦略情報などを比較衡量しての不開示情報該当性の検討や相手先企業への意見照会に多くの時間を要したこと。平成24年6月末に発覚した教員の収賄事件に関係した開示請求や相談を約100件受け、その調整に時間を割かれたこと。また同収賄事件に関係して、独立行政法人から法人文書の開示に係る意見照会(文書約2,500枚)を受けたこと。さらに、平成25年1月には特定した法人文書が約1,600枚になる開示請求を受けるなど時間を要する請求事案が重なったことなどから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。 |

○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 通知した期限 | 決定年月日 | 超過日数 | 期限までに開示決定等がされなかった理由 |
|--------------|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------|------|--|
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医薬品に係る審査時の照会事項回答書等 | H25.3.5 | H25.5.7 | H25.5.27 | 20 | 当該開示請求については、最終の開示決定期限が平成25年9月となっている案件と開示請求対象文書が同一のものであった。このため、当該同一開示請求文書の案件と同時に処理しようとし、法第11条の期限の特例規定を適用した。しかしながら、年々開示請求件数が増大し、また開示請求内容が多様化する状況で、十分な業務の進捗管理ができず、本件「相当の部分」について受付日から60日以内に開示決定等の通知を行うことができなかった。 なお、最終の決定期日については期限内に開示決定を行った。 |
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医薬品に係る審査時の照会事項回答書等 | H25.3.8 | H25.5.8 | H25.5.27 | 19 | 当該開示請求については、最終の開示決定期限が平成25年9月となっている案件と開示請求対象文書が同一のものであった。このため、当該同一開示請求文書の案件と同時に処理しようとし、法第11条の期限の特例規定を適用した。しかしながら、年々開示請求件数が増大し、また開示請求内容が多様化する状況で、十分な業務の進捗管理ができず、本件「相当の部分」について受付日から60日以内に開示決定等の通知を行うことができなかった。 なお、最終の決定期日については期限内に開示決定を行った。 |
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医薬品に係る審査時の照会事項回答書等 | H25.3.8 | H25.10.31 | H25.11.18 | 18 | 開示決定期限日の前後1週間の間に開示決定等を行わなければならないものが50件程度あり、担当者3名(併任を含む)では事務処理を行うことができず、期限を超過した。 |
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医療機器に係る治験計画届書 | H25.8.13 | H25.10.15 | H26.1.23 | 100 | 当該開示請求対象文書の量が多かったため、特例規定を適用した(平成26年7月が最終決定期日)。しかしながら、年々開示請求件数が増大し、また開示請求内容が多様化する状況で、十分な業務の進捗管理ができず、本件「相当の部分」について受付日から60日以内に開示決定等の通知を行うことができなかった。 |
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医薬品に係る審査時の照会事項回答書等 | H25.1.22 | H25.12.27 | H26.3.6 | 69 | 当該請求文書には第三者の情報が含まれており、第三者意見照会を行ったところ、当該第三者から意見書の提出が遅れており、開示決定期限の数日前に到着した。 また、開示決定期限日の前後1週間の間に開示決定等を行わなければならないものが70件程度あり、担当者3名(併任を含む)では事務処理を行うことができず、期限を超過した。 |
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医薬品に係る審査時の照会事項回答書等 | H25.1.22 | H25.12.27 | H26.3.6 | 69 | 当該請求文書には第三者の情報が含まれており、第三者意見照会を行ったところ、当該第三者から意見書の提出が遅れており、開示決定期限の数日前に到着した。 また、開示決定期限日の前後1週間の間に開示決定等を行わなければならないものが70件程度あり、担当者3名(併任を含む)では事務処理を行うことができず、期限を超過した。 |
| 日本スポーツ振興センター | 新国立競技場の関連敷地、建築敷地がどういプロセスで決まったかわかる書類等 | H25.11.26 | H26.1.27 | H26.1.31 | 4 | 開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早期に処理できなかったため。 |
| 日本スポーツ振興センター | 平成25年11月26日開催「新国立競技場有識者会議」の配布資料、議事録等 | H26.1.24 | H26.3.25 | H26.3.31 | 6 | 開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早期に処理できなかったため。 |
| 東京農工大学 | 平成20～24年度受託研究及び共同研究の受入れに係る文書 | H25.4.30 | H25.8.30 | H25.10.8 | 39 | 対象文書に大量(約500社)の企業の情報が記載されており、法第5条2号イの競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがあるかどうかの確認について照会を行うため、答申の確認及び照会の準備に56日間、照会に対する回答の催促及び照会結果の集計に105日間を要したため。 |

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 通知した期限 | 決定年月日 | 超過日数 | 期限までに開示決定等がされなかった理由 |
|------|--|----------|-----------|----------|------|--|
| 京都大学 | <p>京都大学病院での生体肝移植のドナーとなった40歳代の女性が2003年5月4日に死亡した事例(以下、当該事例)に関して以下の文書の開示を請求します。</p> <p>2. 京大病院で最初に生体肝移植を実施するまでに実施基準の内容を審議した学内(もしくは病院内)の倫理委員会の議事録及び議事資料のすべて</p> <p>4. 「当該事例」の原因、問題点、再発防止策などを学内(もしくは病院内)で調査、検証、検討した際に収集、作成したすべての文書(原因や経緯を調べた委員会の議事録及び議事資料、委員名簿を含む)</p> <p>5. 「当該事例」を調べた日本肝移植研究会の調査への協力のために収集、作成したすべての文書ならびに同研究会の調査報告書</p> | H24.4.13 | H24.10.31 | H26.3.31 | 516 | 特定する法人文書が大量で多方面に渡っており、古いものでは平成2年のものもあり探索に時間を要したこと。患者が死亡した手術に関する開示請求で機微なる情報が多く、関係者との協議や患者個人の不開示情報該当性の判断について、審議・検討が長引いたことなどにより、事務処理に時間を要した。 |
| 京都大学 | <p>平成19～平成22年度に別紙記載の各部署で受け入れた受託研究の一覧(担当教員と申し込み企業等の名称、研究費の額、受け入れ時期、研究目的・内容を含む)(原子炉実験所分)</p> | H24.7.12 | H24.10.31 | H25.4.5 | 156 | <p>公益開示と当該企業の経営戦略情報などを比較衡量しての不開示情報該当性の検討や相手先企業への意見照会に多くの時間を要したこと。平成24年6月末に発覚した教員の収賄事件に関係した開示請求や相談を約100件受け、その調整に時間を割かれたこと。また同収賄事件に関係して、独立行政法人から法人文書の開示に係る意見照会(文書約2、500枚)を受けたこと。さらに、平成25年1月には特定した法人文書が約1、600枚になる開示請求を受けるなど時間を要する請求事案が重なったことなどから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。</p> |
| 京都大学 | <p>平成19～平成22年度に別紙記載の各部署で受け入れた受託研究の一覧(担当教員と申し込み企業等の名称、研究費の額、受け入れ時期、研究目的・内容を含む)(原子炉実験所分)</p> | H24.7.12 | H24.10.31 | H25.4.5 | 156 | <p>公益開示と当該企業の経営戦略情報などを比較衡量しての不開示情報該当性の検討や相手先企業への意見照会に多くの時間を要したこと。平成24年6月末に発覚した教員の収賄事件に関係した開示請求や相談を約100件受け、その調整に時間を割かれたこと。また同収賄事件に関係して、独立行政法人から法人文書の開示に係る意見照会(文書約2、500枚)を受けたこと。さらに、平成25年1月には特定した法人文書が約1、600枚になる開示請求を受けるなど時間を要する請求事案が重なったことなどから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。</p> |

○ 延長手続を採らなかった事案で、30日を超過しているもの(資料5)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 期限 | 超過日数 | 30日以内に開示決定等がされなかった理由 | 備考 |
|------------|---------------------------|----------|----------|------|---------------------------|----|
| 日本司法支援センター | 宮城県に設置された臨時出張所の開設費用等に係る文書 | H25.9.9 | H25.10.9 | 173 | 対象文書が膨大であり、文書の特定まで至らなかった。 | |
| 日本司法支援センター | 受任弁護士への送金通知文書 | H25.8.30 | H25.9.29 | 183 | 文書の特定に時間を要したため。 | |

○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したものの(資料6)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 決定年月日 | 要した日数 | 1年超を要した理由 |
|-------------|---|----------|-----------|-------|---|
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医薬品に係る審査時の照会事項回答書等 | H24.11.8 | H25.11.18 | 375 | 当該請求文書には第三者の情報が含まれており、第三者意見照会を行ったところ。また、当該請求文書は文書量が著しく大量であり、意見書の提出及び受領後の内容確認に長時間を費やさざるを得なかったため、1年超を要した。 |
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医薬品に係る審査時の照会事項回答書等 | H25.1.22 | H26.3.6 | 408 | 当該請求文書には第三者の情報が含まれており、第三者意見照会を行ったところ。また、当該請求文書は文書量が著しく大量であり、意見書の提出及び受領後の内容確認に長時間を費やさざるを得なかったため、1年超を要した。 |
| 医薬品医療機器総合機構 | 特定の医薬品に係る審査時の照会事項回答書等 | H25.1.22 | H26.3.6 | 408 | 当該請求文書には第三者の情報が含まれており、第三者意見照会を行ったところ。また、当該請求文書は文書量が著しく大量であり、意見書の提出及び受領後の内容確認に長時間を費やさざるを得なかったため、1年超を要した。 |
| 日本年金機構 | 日本年金機構職員が請求者に対する電話応対において①船舶運営会名簿を分けた、②大連汽船の記録以外は国外から国内に記録が持ち帰られていない、と教示した根拠となる資料他4文書 | H23.4.8 | H25.4.3 | 726 | 請求対象の文書が大量であり、文書の検索、特定に時間を要した。また、開示不開示の審査に時間を要した。 |
| 日本年金機構 | 戦時加算申請書(川崎汽船のもののみ)厚生年金保険の船員事務処理要領(資格編) | H23.4.25 | H25.4.3 | 709 | 請求対象の文書が大量であり、文書の検索、特定に時間を要した。また、開示不開示の審査に時間を要した。 |
| 日本年金機構 | 船舶運営会記録の所在等(日本・海外も含む)一式、本件の三鷹記録業務部の決裁文書等 | H23.9.20 | H25.4.3 | 561 | 請求対象の文書が大量であり、文書の検索、特定に時間を要した。また、開示不開示の審査に時間を要した。 |
| 日本年金機構 | 年金制度に関する改善検討要望、H22.4月分の電話・手紙・メール等お客様の声全部 | H24.9.21 | H25.10.18 | 392 | 開示請求の対象文書および不開示判断が困難な情報が大量(対象文書の量が約400枚、不開示情報が約600か所) |
| 日本年金機構 | 年金制度に関する改善検討要望、H24.5月分の電話・手紙・メール等お客様の声全部 | H24.9.21 | H25.10.18 | 392 | 開示請求の対象文書および不開示判断が困難な情報が大量(対象文書の量が約400枚、不開示情報が約600か所) |
| 日本年金機構 | 被保険者資格取得届に係る疑義照会等(522件)、要領・規程等(23件) | H25.1.24 | H26.3.19 | 419 | 開示請求の対象文書が大量(文書の量が約4000枚、不開示情報が約500か所) |
| 京都大学 | 京都大学病院での生体肝移植のドナーとなった40歳代の女性が2003年5月4日に死亡した事例(以下、当該事例)に関して以下の文書の開示を請求します。 2. 京大病院で最初に生体肝移植を実施するまでに実施基準の内容を審議した学内(もしくは病院内)の倫理委員会の議事録及び議事資料のすべて 4. 「当該事例」の原因、問題点、再発防止策などを学内(もしくは病院内で)調査、検証、検討した際に収集、作成したすべての文書(原因や経緯を調べた委員会の議事録及び議事資料、委員名簿を含む) 5. 「当該事例」を調べた日本肝移植研究会の調査への協力のために収集、作成したすべての文書ならびに同研究会の調査報告書 | H24.4.13 | H26.3.31 | 717 | 特定する法人文書が大量で多方面に渡っており、古いものでは平成2年のものもあり探索に時間を要したこと。患者が死亡した手術に関する開示請求で機微なる情報が多く、関係者との協議や患者個人の不開示情報該当性の判断について、審議・検討が長引いたことなどにより、事務処理に時間を要した。 |

○ 今年度に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの(資料7)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 諮問した日 | 要した日数 | 90日以内に諮問できなかった特段の事情 |
|-----------------|---|-----------|-----------|-------|--|
| 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 特定路線の建設費増額の根拠がわかる文書等の開示決定に関する件(文書の特定) | H25.8.9 | H26.3.27 | 230 | 不服申立て担当課において、原処分と不服申立て内容との関連性を確認するため、異議申立人に対して審尋を行う等、対応方針の検討に時間を要したため。また、不服申立て事務担当職員は1名であるところ、広報業務を兼務するなど、所管業務が繁忙であったため。 |
| 日本年金機構 | 日本年金機構の全組織(本部、ブロック本部、事務センター、年金事務所)の部署・部・グループ・課各々の所在地、電話番号、ファックス番号等連絡先が記載された文書 | H22.8.23 | H25.6.4 | 1016 | 対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。) |
| 日本年金機構 | 平成24年6月27日年機構発第22号開示決定を受けた「年金相談マニュアル」について、現在までに改訂差し替えた分全部 | H24.12.20 | H25.6.4 | 166 | 対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。) |
| 日本年金機構 | 年金制度に関する改善検討要望、H21.4～H22.2月分の電話・手紙・メール等お客様の声全部 | H24.12.27 | H25.10.1 | 278 | 対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。) |
| 日本年金機構 | 特定事業所が、H17年頃～H24.3月頃までの間、従業員の報酬月額を不正申告していた事実が分かる文書 | H25.6.12 | H26.1.31 | 233 | 対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。) |
| 東北大学 | 特定教員の科学研究費補助金に係る「不正をしない」旨を記した宣誓書 | H24.12.10 | H25.10.15 | 309 | 異議申立て担当者は、情報公開担当及びその他の業務も兼務しており、これらの業務が繁忙で、異議申立ての事務処理を行うことができなかったため。 |
| 東北大学 | 特定教員のホームページにある本人記述の履歴書に見える役職につき、実際に任じられているか行っているかわかる資料 | H25.1.23 | H25.10.15 | 265 | 異議申立て担当者は、情報公開担当及びその他の業務も兼務しており、これらの業務が繁忙で、異議申立ての事務処理を行うことができなかったため。 |
| 東北大学 | 附属図書館運営に係る一切の文書 | H25.5.20 | H25.10.15 | 148 | 異議申立て担当者は、情報公開担当及びその他の業務も兼務しており、これらの業務が繁忙で、異議申立ての事務処理を行うことができなかったため。 |

○ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの(資料8)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 経過日数 | 90日以内に諮問できなかった特段の事情 | 備考 |
|----------|--|-----------|------|--|----|
| 大学入試センター | 平成24年度及び平成25年度大学入試センター試験(本試験)国語の各小問各選択肢の選択率の不開示決定に関する件 | H25.4.17 | 348 | 異議申立ての事案について、対応方針の検討に時間を要したため。 | |
| 日本年金機構 | ① 障害年金給付事務に関する指示依頼89件 ② ①を除く、2012年8月以降～現在までの障害年金給付事務に関する指示・依頼、疑義照会回答、事務連絡、情報提供の文書すべて。 | H25.11.13 | 138 | 対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。) | |
| 日本年金機構 | 年金相談マニュアル全編最新版全部 | H25.12.13 | 108 | 対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。) | |
| 日本郵便株式会社 | 世田谷郵便局の配達等をしている特定個人の一日の担当区域が分かる資料の一部開示決定に関する件 | H18.8.3 | 2797 | 事実関係を確認するために大量の対象文書(約2000枚)を精査する必要があったため。 | |

○ 今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から決定までに60日超を要したものの(資料9)

| 法人名 | 件名 | 答申年月日 | 決定日 | 要した日数 | 60日以内に決定ができなかった特段の事情 |
|--------------|--|-----------|----------|-------|---|
| 国立がん研究センター | 臨床系部門への民間等からの委託研究に係る委託者等が分かる文書の不開示決定に関する件 | H24.9.5 | H25.7.18 | 316 | 本件の担当者が1名であり、業務多忙であったため。現在は2名体制で、情報を共有確認しながら業務にあたっており、本件以外は全て30日以内に決定し、改善されている。 |
| 国立高等専門学校機構 | 特定高等専門学校入学試験委員会の議事概要等の一部不開示決定に関する件 | H23.4.1 | H25.7.2 | 823 | 入学試験に係る案件のため、慎重な判断を必要としていることに加え、情報公開担当課の業務が著しく多忙であったため、文書を保有する学校における学校における調整等事務処理が遅延したため。 |
| 国立長寿医療研究センター | 臨床系部門への民間等からの委託研究に係る委託業者が分かる文書の不開示決定に関する件 | H23.11.16 | H25.5.29 | 560 | 当該情報公開申請は、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律に定められた6つのナショナルセンター(以下「NC」という。)に同時に情報公開請求があり、6NC全てが不開示としたものに対し、6NC全てに対する異議申し立てがあったものである。当センターについては異議申し立てに対する詰問が完了しているが、他のNCについては詰問中であるところもあり、6NCがそれぞれ個別に対応すると今後の対応に混乱を招く恐れがあることから、他のNCの詰問が完了するまで待機しているところ、他NCが開示決定通知したことからH25.5.29付で不開示決定通知をしたものである。 |
| 日本年金機構 | 「くらし・行政相談所」の相談事案処理票等 | H24.3.21 | H25.6.28 | 464 | 所管業務が著しく繁忙であったため。また、原処分が妥当である旨の答申であったことから、別事案の詰問を優先させたため。 |
| 日本年金機構 | 鳥取県内年金事務所の健康保険・厚生年金保険適用事業所一覧表(平成21年11月1日現在) | H24.6.4 | H25.6.28 | 389 | 所管業務が著しく繁忙であったため。また、原処分が妥当である旨の答申であったことから、別事案の詰問を優先させたため。 |
| 東北大学 | 特定研究科の教授が特定年度A～特定年度Bに至る各年度毎のにおいて授業を実際に行ったことがわかる大学院と全授業毎のシラバス | H25.1.30 | H25.4.8 | 68 | 異議申立て担当者は、情報公開担当及びその他の業務も兼務しており、これらの業務が繁忙で、異議申立ての事務処理を行うことができなかったため。 |
| 東北大学 | 特定教員が特定年度に授業以外に担っている職務について分かる文書や資料 | H25.3.21 | H25.10.9 | 202 | 異議申立て担当者は、情報公開担当及びその他の業務も兼務しており、これらの業務が繁忙で、異議申立ての事務処理を行うことができなかったため。 |
| 東北大学 | 特定教員が自身のHPで掲載している商業広告により収入を得ている疑いに関して、貴大学が調査した調査報告書 | H25.7.31 | H25.10.9 | 70 | 異議申立て担当者は、情報公開担当及びその他の業務も兼務しており、これらの業務が繁忙で、異議申立ての事務処理を行うことができなかったため。 |
| 東北大学 | 特定教員の訴訟事案に関わる、元留学生の心証を把握するに至った根拠となる文書または資料 | H25.7.31 | H25.12.3 | 125 | 異議申立て担当者は、情報公開担当及びその他の業務も兼務しており、これらの業務が繁忙で、異議申立ての事務処理を行うことができなかったため。 |

○ 情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料10)

<第1審>

| 法人名 | 裁判所 | 判決年月日 | 事件の概要 | 判決区分 | 備考 |
|------|---------|----------|---|------|------|
| 東京大学 | 東京地方裁判所 | H26.2.25 | <p><LHC実験リスク関連情報の不開示処分取り消し請求事件> LHC実験リスクについて海外でリスクが取り沙汰された件につき、CERNと本学の関係者の間でやりとりがなされたことを示す文書について、不存在とした処分の取り消しを求めたもの。 LHC実験についてのマスコミ対応記録を示す文書について、開示内容として適切でないとし、原処分の取り消しを求めたもの。</p> | 棄却 | 原告控訴 |